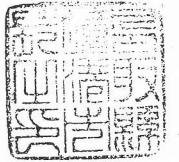


諮 問

境港港湾区域内の公有水面埋立てに伴う町の区域の変更について、境港市町界、町名、地番整理審議会条例第2条の規定により諮問します。

平成24年8月3日

境港市長 中 村 勝 治



町の区域の変更を必要とする理由

境港港湾区域内の公有水面埋立てに伴い、昭和町の区域を変更して、新たに生じた土地を編入する必要があるため。

町の区域の変更について

記

区域を変更する町の名称	同 左 の 区 域 (平成24年7月31日現在の地番による。)
昭 和 町	昭和町の全域 昭和町13の2、100及び100に隣接する無番地地先の公有水面埋立地並びに昭和町13の2と一体をなす国有地